

○姫路市地域公共交通会議規則

平成26年3月26日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）第4条の規定に基づき、姫路市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の実情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 離島航路整備法（昭和27年法律第226号）に基づく離島航路の維持及び改善を図るために必要な事項
- (4) 都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付国都街第77号）に基づく総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るために必要な事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 交通事業者の職員
- (2) 市民又は利用者の代表
- (3) 国の関係地方行政機関の職員
- (4) 兵庫県知事部局の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 市域を管轄する警察署の職員
- (7) 市長又はその指名する者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 交通会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、交通会議の会務を総理し、交通会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(書面による議決)

第7条 前条の規定にかかわらず、会長は、軽微な事項を審議するとき、又は緊急の必要があり、交通会議を招集する時間的余裕がないときその他やむを得ない事由があるときは、交通会議の招集を行わず、議事の内容を示した書面を全委員に送付し、又は持ち回りし、委員に当該議事に係る可否を問う方法により、前条に規定する交通会議の議決に代えることができる。

2 書面による議決は、委員の半数以上からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による議決は、回答した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による議決を行った場合は、決定事項を書面により速やかに委員に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、交通会議の会議に委員以外の者を出席

させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(分科会)

第9条 交通会議は、その定めるところにより、分科会を設置することができる。

2 分科会は、交通会議から付議された事項を所掌する。

3 分科会の委員は、第3条に規定する委員その他会長が適當と認める者のうちから会長が指名する。

4 分科会は、特に必要があると認めるときは、分科会に分科会の委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

5 分科会において審査した事項は、交通会議に報告する。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市局において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他交通会議の運営に関し必要な事項は、交通会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成27年7月6日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月15日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年5月19日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月25日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。